

外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する規程

(平成十六年十一月十日会規第七十一号)

改正 平成二〇年一月二日 五日

同 二六年一月二日 五日

(目的)

第一条 この規程は、会則第二十八条の二の規定に基づき外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人による弁護士の雇用に関し必要な事項を定めるほか、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人による外国法事務弁護士の雇用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別措置法 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)をいう。

二 使用者 弁護士又は外国法事務弁護士を雇用する外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人(社員を含む。)

をいう。

三 被雇用弁護士 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に雇用された弁護士をいう。

四 被雇用外国法事務弁護士 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に雇用された外国法事務弁護士をいう。

五 被雇用弁護士等 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に雇用された弁護士及び外国法事務弁護士をいう。

六 権限外法律事務 外国法事務弁護士(外国法事務弁護士法人の社員を含む。)にあつては特別措置法第三条及び第五条から第五条の三までに、外国法事務弁護士法人にあつては特別措置法第五十条の五に、それぞれ規定する業務の範囲を超える法律事務をいう。

(適用)

第三条 この規程は、契約の形式にかかわらず、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人が弁護士又は外国法事務弁護士を雇用する場合に適用する。

(権限外法律事務の受任)

第四条 被雇用弁護士等は、使用者の権限外法律事務を受任するときは、自己の計算において、使用者から独立し

て受任しなければならない。

(被雇用弁護士等による説明)

第五条 被雇用弁護士等は、事件を受任するに当たり、当該事件に係る法律事務が使用者の権限外法律事務であるときは、依頼者に対し、使用者が当該事件を受任すると
の誤解を生じないように適切な説明をしなければならない。
い。

(被雇用弁護士等の職務の独立)

第六条 使用者は、自己の権限外法律事務の取扱いについて、被雇用弁護士等に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

2 使用者は、被雇用弁護士等が前項の命令に従わないことを理由として、当該被雇用弁護士等に対する解雇その他の不利益な処分をしてはならない。

3 被雇用弁護士等は、使用者の権限外法律事務を取り扱うときは、特別措置法第四十九条及び第五十条の十一の規定の趣旨に従い、職務の独立が損なわれることのないよう自立的に行動しなければならない。

4 被雇用弁護士等は、使用者が行う権限外法律事務を処理し、又はこれに関与してはならない。

(雇用に関する届出)

- 3 -

第七条 外国法事務弁護士は、弁護士又は外国法事務弁護士を雇用しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を本会に届け出なければならない。

一 雇用される弁護士又は外国法事務弁護士の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。以下同じ。)及び登録番号

二 雇用契約に期間の定めがあるときは、その期間

三 雇用する外国法事務弁護士の取り扱う法律事務の範囲

四 雇用される弁護士又は外国法事務弁護士の取り扱う法律事務の範囲

2 外国法事務弁護士法人は、弁護士又は外国法事務弁護士を雇用しようとするときは、あらかじめ(外国法事務弁護士法人の成立時に雇用しようとする場合にあつては、外国法事務弁護士法人規程(会規第九十九号)第六条第一項の規定による届出の時とする。)、前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに当該外国法事務弁護士法人及びその社員の取り扱う法律事務の範囲を本会に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出をした外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、届出に係る重要な事項の変更

- 4 -

をしようとするときは、あらかじめ、その旨を本会に届け出なければならない。

4 第一項又は第二項の規定による届出をした外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、届出に係る弁護士又は外国法事務弁護士の雇用が終了したときは、遅滞なく、その旨を本会に届け出なければならない。

5 前各項に規定するもののほか、雇用に関する届出について必要な事項は、規則で定める。

(付記)

第八条 本会は、前条第一項の規定による届出があったときは、外国法事務弁護士名簿に次に掲げる事項を付記する。

一 雇用される弁護士又は外国法事務弁護士の氏名及び登録番号

二 雇用契約に期間の定めがあるときは、その期間

三 雇用する外国法事務弁護士の取り扱う法律事務の範囲

四 雇用される弁護士又は外国法事務弁護士の取り扱う法律事務の範囲

五 届出の年月日

2 本会は、前条第二項の規定による届出があったときは、

- 5 -

外国法事務弁護士法人名簿に、前項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項並びに当該外国法事務弁護士法人及びその社員の取り扱う法律事務の範囲を付記する。

3 本会は、前条第三項の規定による届出があったときは、当該届出に基づき、前二項の規定により付記された事項を訂正する。

4 本会は、前条第四項の規定による届出があったときは、当該届出に基づき、第一項又は第二項の規定により付記された事項を抹消する。

(通知)

第九条 本会は、第七条第一項から第四項までの規定による届出があったときは、当該外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人及び被雇用弁護士又は被雇用外国法事務弁護士の所属する弁護士会に当該届出に係る事項を書面により通知する。

(記録の保存)

第十条 使用者及び被雇用弁護士等は、雇用契約が終了した日から三年間、被雇用弁護士等の名簿及び雇用契約書その他の第七条第一項又は第二項の規定により本会に届け出るべき事項を記載した文書を保存しなければならない。

い。

- 6 -

(本会及び弁護士会の調査)

第十一条 本会及び使用者又は被雇用弁護士等の所属する弁護士会は、特別措置法第四条、第四十九条、第四十九条の三、第五十条の十一又は第五十条の十三において準用する第四十九条の三第一項、第三項及び第五項の規定に違反する疑いのあるときは、当該使用者又は被雇用弁護士等に対し、前条の文書の提出を求め、その他必要な調査をすることができる。

2 使用者及び被雇用弁護士等は、前項の調査に協力しなければならぬ。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月二十五日会規第九二号)

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程の制定に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程 (第七条改正) 抄

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二十一年一月十七日理事会決議で平成二十二年一月一日から施行)

附 則 (平成二六年一月二十五日会規第一〇一号)

- 7 -

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別会員関係)の整備に関する規程 題名、第一条、第二条、第三条、第四条、第六条、第七条、第八条、第九条、第一〇条、第一条改正) 抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。(後略)

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行)

- 8 -